

鳥取大学古本募金規則

平成30年5月30日
鳥取大学附属図書館規則

(設置)

第1条 国立大学法人鳥取大学(以下「本学」という。)に鳥取大学古本募金(以下「募金」という。)を置く。

(目的)

第2条 募金は、鳥取大学附属図書館の学生用図書等の充実を図り、もって学生の学修活動の支援を目的とする。

(募金の構成)

第3条 募金は、募金あての寄附金をもって構成する。

(募金の使途)

第4条 募金は、学生の学修活動に必要な学生用図書等に供する。

(寄附金の使途の変更の禁止)

第5条 募金に対して拠出された寄附の使途は、変更してはならない。

(募金の管理)

第6条 募金の管理は、他の寄附金と独立して行うものとする。

2 募金に係る寄附金の受入れ及び経理については、この規則及びこの規則に基づき定められる細則等における定めを除き、鳥取大学奨学寄附金取扱規程(平成16年鳥取大学規則第114号)の定めるところによる。

(事業年度)

第7条 募金の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(図書館委員会)

第8条 募金に係る次の各号に掲げる事項については、鳥取大学の管理運営に関する規則(平成16年鳥取大学規則第57号)第25条の2に規定する図書館委員会で審議する。

- 一 募金に関すること。
- 二 事業計画に関すること。
- 三 予算及び決算に関すること。
- 四 その他募金の管理運営に関すること。

(事務)

第9条 募金に関する事務は、関係部署の協力を得て、図書館情報課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、募金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。